

## 地域生活支援拠点等整備事業（運営規定追加事項）

運営規定の記載例 ※各事業所の実態に応じ追加して下さい。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等としての機能を担う。

（1）相談機能

相談支援専門員等が、緊急時に備えて連絡体制の整備を行うとともに、実際に緊急事態が発生した際、障がい者等の福祉サービス等利用に向けたコーディネートを行う機能

（2）緊急時の受入れ・対応機能

病気や事故等緊急的な理由により介護者が障がい等を介護できない状況にあること、又は災害発生時等生活環境の悪化などにより障がい者等が居宅生活を送ることが困難である場合に、支援の必要な障がい者等の一時的な受け入れや関係機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場の提供機能

精神科病院からの退院や入所施設等からの退所、親元からの自立に向けて、障がい者等が一人暮らし等の生活体験を行うことを支援する機能

（4）専門的人材の確保・養成機能

障がい者の高齢化・重度化や行動障がい等に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

（5）地域の体制づくり機能

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能